

森林経営管理制度の取組状況について

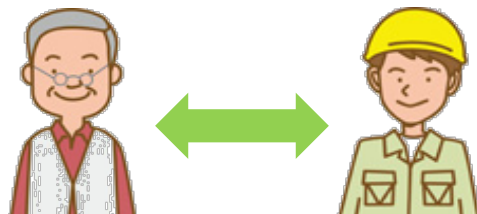
令和元年11月25日

林野庁

長官 本郷 浩二

森林経営管理法（森林経営管理制度）のスキーム

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

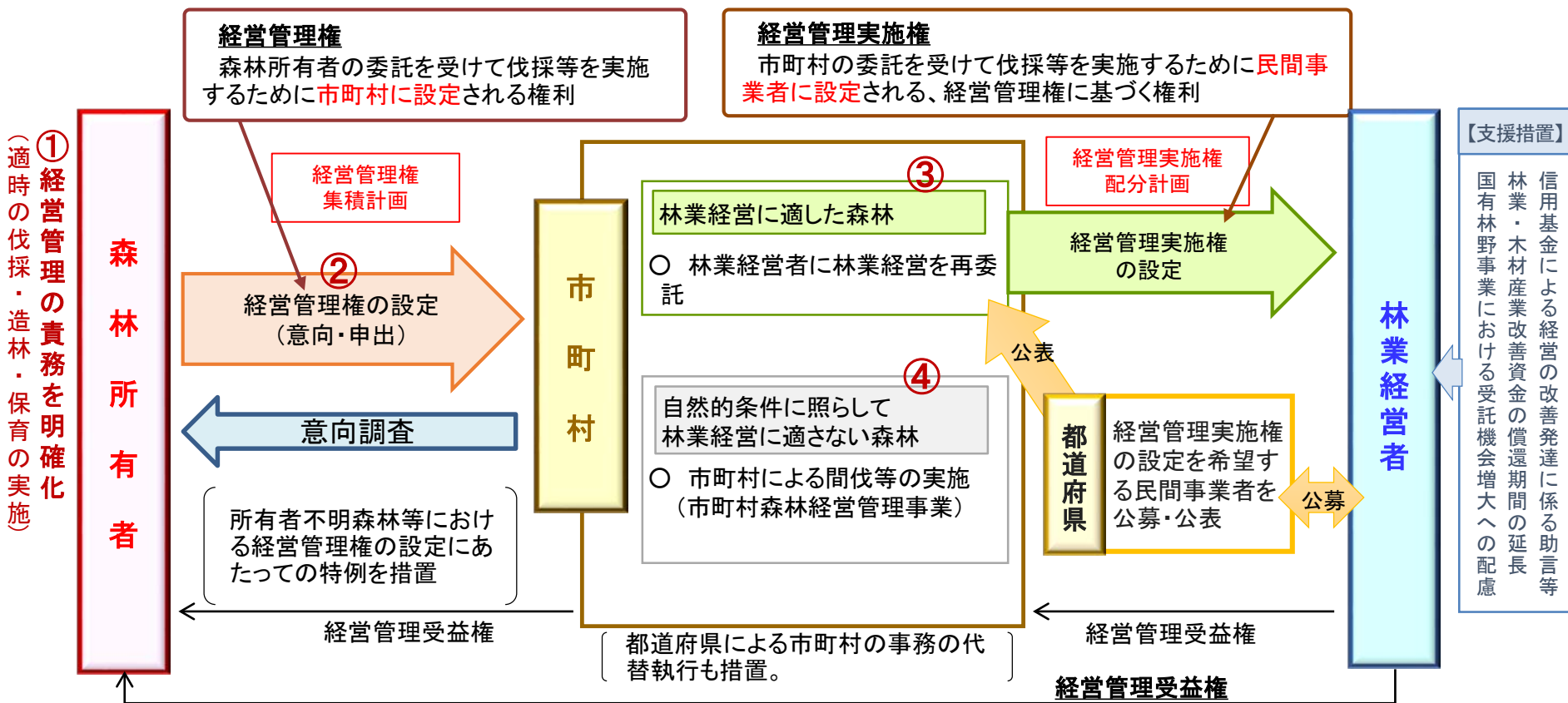
活用可能

森林環境譲与税

経営や管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手とを繋ぐシステムを構築

(参考) 森林経営管理制度の全体概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



森林経営管理法成立後の状況

国の支援

市町村、都道府県等への説明を実施

H30.6～R1.10月末時点: 182回開催
(延べ 3,814市町村が参加)

国の森林技術総合研修所における市町村職員を対象とした研修を新設

地域林政アドバイザーの情報提供

市町村への指導・助言を行える技術者の養成

H30.5
森林経営管理法 成立

H31.4
森林経営管理法 施行

H31.4
林地台帳 運用開始

市町村の事務

森林情報や森林所有者情報等の収集

意向調査の優先順位を決定

森林所有者に意向調査を実施
(複数年かけて計画的に実施)

調査結果とりまとめ
所有者との協議等

経営管理権集積計画の作成

H31.3
森林環境税及び森林環境
譲与税に関する法律 成立

H31.4
森林環境譲与税 施行

(R1.9譲与開始)

都道府県の事務

「民間事業者」の公募・公表
(R1.11.1時点: 38道府県で公募)

市町村の支援
(全都道府県で市町村支援の取組)

間伐等の森林の整備を実施

市町村の取組事例①（埼玉県秩父市）

■ 秩父地域1市4町の「秩父地域森林林業活性化協議会」内に「集約化推進室」を設置、2名の推進員が各市町と連携しながら、9年間で意向調査や境界確認等を実施する計画

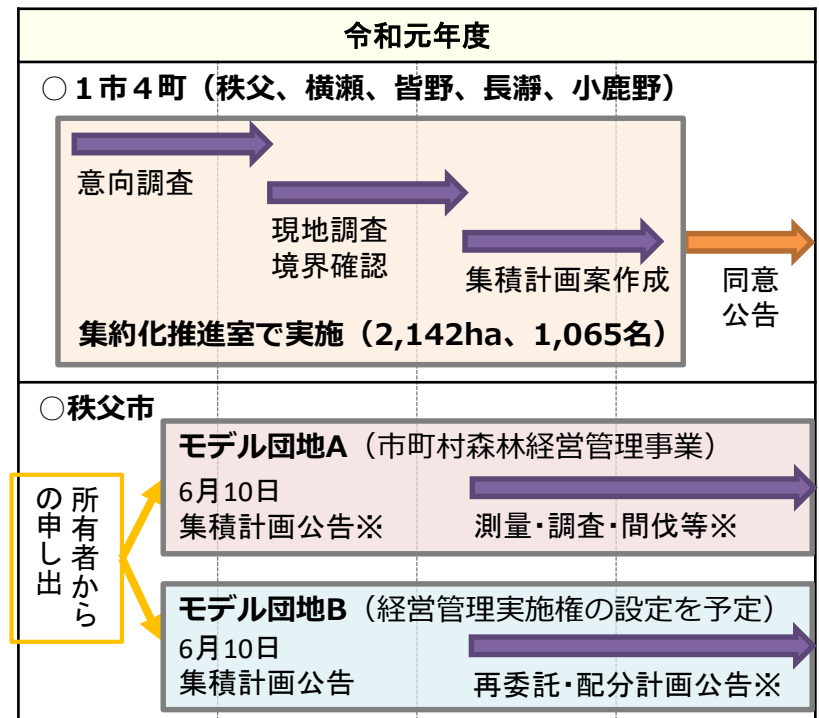
■ 本年度、意向調査（約2,142ha、1,065名）を実施。6月には全国初となる経営管理権集積計画（2件、3.88ha）を公告し、経営管理権を取得しており、年度内に、一件は民間事業者へ再委託、もう一件は市が自ら発注して実施する見込み。

□ 実施体制（埼玉県秩父地域）



- 集約化推進室を設置（平成31年4月）
- 森林施業プランナーを推進員として2名配置

□ 意向調査と申し出に基づくモデル団地



※の各種ひな形を4町に提供し、令和2年度から1市4町で推進

市町村の取組事例②（新潟県糸魚川市）

- 昨年度、市内全域で地域の区長等を対象として、事前の調査を実施（回答率77%）
- 今年度は、事前調査において、特に**経営管理の委託に前向きな回答が多かった2地区40ha**を対象に**意向調査**を実施し、**調査結果のとりまとめまで取り組む計画**
- **1地区につき、3年をかけて意向調査から経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、民間事業者への再委託までを行う計画**

□ 実施体制

- 市、県地域振興局、森林組合で**毎月1回打合せ**を行い、役割分担、情報共有等を図る
- 説明会や意向調査票の発出等は直営
- 調査結果のとりまとめ等は委託を予定

□ 意向調査候補地現地確認、制度周知

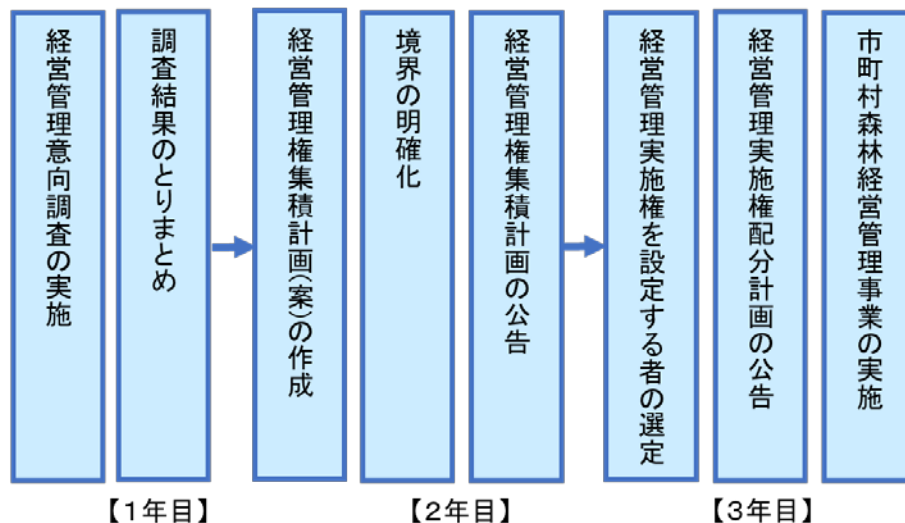


□ 1地区3年計画による取組の展開

準備が整った地区から順次、意向調査を実施し、3年で民間事業者への再委託等まで複数の地区で同時並行的に進めていく計画

【糸魚川市における制度の進め方】

意向調査の実施準備の整った地区から、以下のような進め方を想定

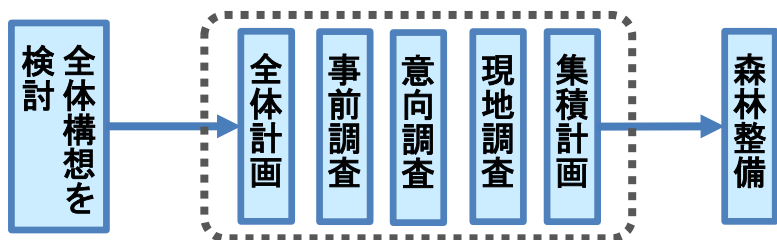


市町村の取組事例③（静岡県森連・静岡県富士市）

【静岡県森林組合連合会の取組】

- 単位森林組合が無く林業が盛んでない市町を中心に、昨年度から森林経営管理制度の周知や制度の活用方法の助言・提案等を実施
- 森林経営管理制度に取り組む予定の19市町のうち、**6市町の経営管理意向調査等**に取り組んでいる

□ 森林整備の実施に向けたフロー



市町は県森連から助言・提案等を受けながら検討

県森連が経営管理意向調査等の委託を受け実施

市町が林業経営者に再委託等（選定・入札等）

□ 市町の実施体制の補完



地元説明会では県森連が大型の航空写真と公図を用意。スムーズな意見交換につなげた



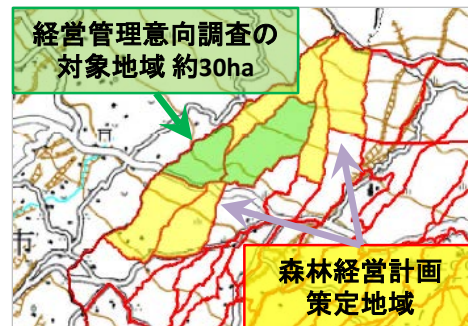
行政と県森連が連携して個別相談を実施。森林所有者の制度に対する不安解消に努めた

【富士市の取組】

- 小規模で分割管理されている共有林や森林経営計画の周辺の森林を対象に、本年度**4地域（約200ha）**で経営管理意向調査を実施
- 意向調査を踏まえ集積計画の対象を検討し、森林所有者への説明を経て、**本年度中に集積計画を策定**する

□ 森林経営計画周辺地域で意向調査を実施

- 林業経営体では森林経営計画の策定が困難だった地域を対象に経営管理意向調査を実施
- 市の信用力により森林を集積
- 結果、森林経営計画策定地域と一体的な森林整備が可能となった



□ アンケートの工夫点

- アンケートの設問数を絞り込み、回答しやすいように工夫
- また、アンケートのデザインを親しみやすいものとし、受け取った人の関心を引きやすいように工夫
- 結果、アンケートの回答率は約6割に達した



市町村の取組事例④（岡山県鏡野町）

- 町と森林組合が共同で8月に「鏡野町森林づくりセンター」を設置し、それぞれの職員と地域林政アドバイザーの4名で森林経営管理制度に対応
- 広報等で制度の周知を図ったほか、今年度は制度への取組方針*を策定し、モデル地区において、**意向調査を実施**する計画

□ 実施体制

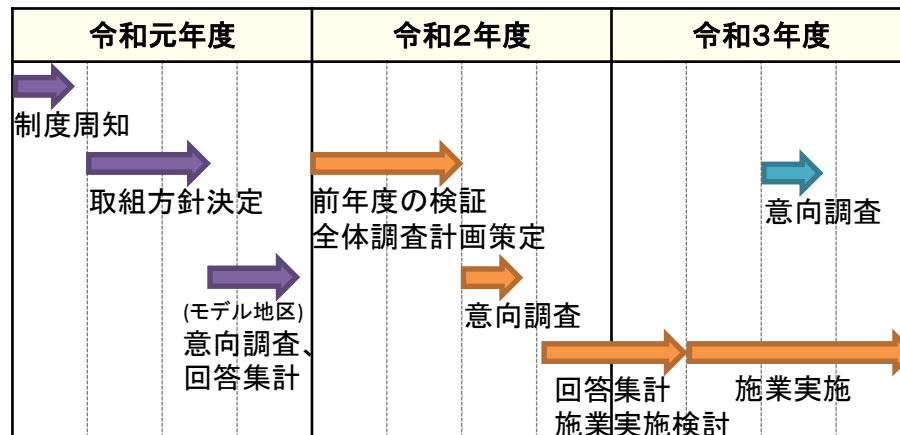
- 所有者情報の整理や制度への取組方針*の策定をセンターで実施中
- 意向調査はセンターが直営で実施
- 森林資源量調査の外注を検討

* 意向調査対象森林の選定方法・優先順位など

□ 森林組合と共同で専門組織を設置



□ 当面の実施スケジュール予定



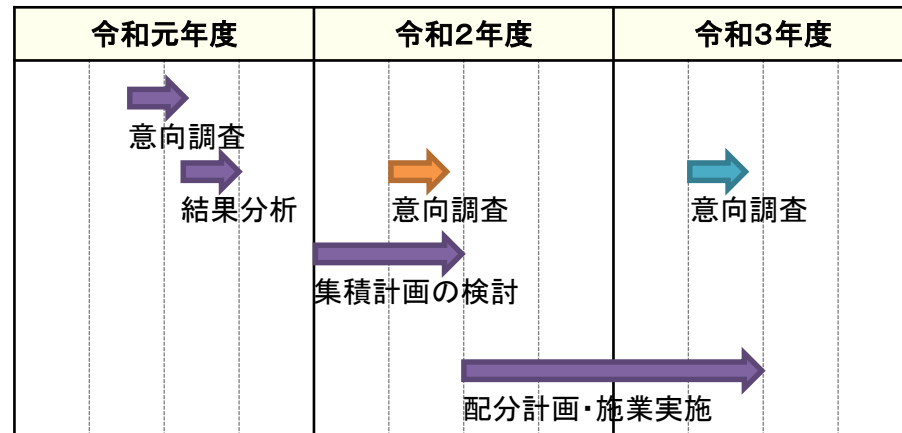
市町村の取組事例⑤（広島県三次市）

- 広島県では市町ごとに、県や市町、森林組合等から構成される「地域調整会議」を設置し、意向調査箇所や役割分担について議論
- 三次市は、地域調整会議で議論し、航空レーザー測量のデータ解析等をもとに、林業経営に適した森林を特定し、優先的に意向調査を進める方針を作成
- 今年度は、森林経営計画が未策定の約135ha（約120人）について意向調査を実施

□ 実施体制

- 所有者情報のリスト化や意向調査対象区域の設定を森林組合等に委託
- 回答結果の分析、説明会は調整会議で連携しながら実施

□ 当面の実施スケジュール



□ 地域調整会議で意向調査箇所の選定



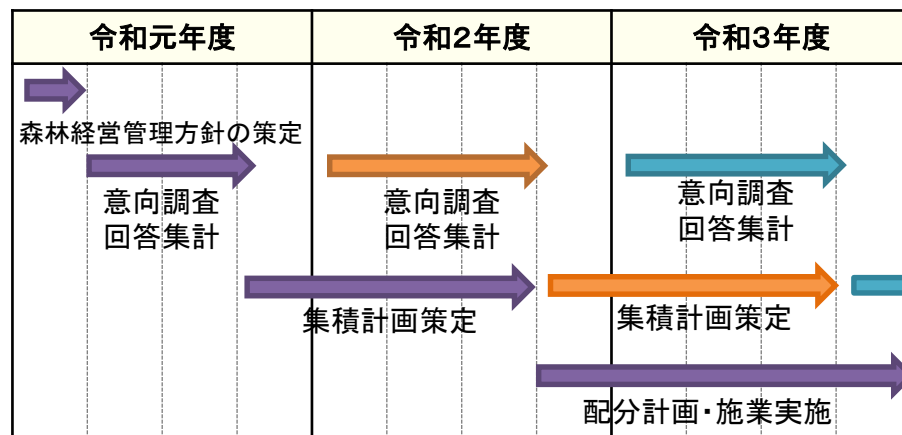
市町村の取組事例⑥（徳島県美馬市・つるぎ町）

- 美馬市・つるぎ町と県の現地機関で設立した団体「やましごと工房」を通じて、意向調査に着手
- 今年度は、美馬市で約1,800ha（約1,000人）、つるぎ町で約1,500ha（約700人）を対象に実施し、今後も10～15年かけて計画的に実施

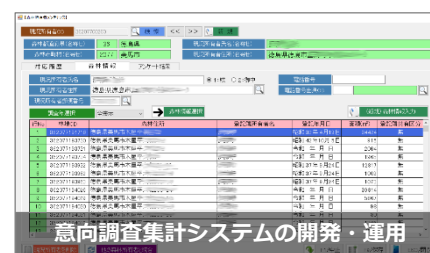
□ 実施体制

- 独立性のある新たな団体を設立することで、森林経営管理制度に係る事業の発注や配分に公平性を担保
- 専門スタッフ2名により、市町村の業務を全般的にサポート

□ 当面の実施スケジュール



□ 市町村の業務をトータルサポート



やましごと工房の今後の展開

やましごと工房の将来像

- 令和4年度までに法人化
- 事業範囲を全国に拡大

事業展開の方向性

- 市町村の森林経営管理業務を全面的にサポート
- 森林管理業務から派生するベンチャービジネスの構築と支援

森林環境譲与税の活用事例①（高知県のいの町）

○ いの町においては、里山地域においても、放置された竹林の拡大により、多くが荒廃が進んでいる状況にあり、このような放置された竹林等の整備について、町が森林所有者や地域に働きかけを行い、地域の合意形成を図りつつ、竹林整備、里山林整備、歩道整備の実施に対し支援。

〔令和元年度の事業〕

- ①竹林整備（放置竹林の皆伐、広葉樹の植栽、下刈り、除伐）
- ②里山整備（枯死木等の抜き切り）
- ③歩道整備（歩道の錯節又は修復）



〔事業内容〕

【施業実施前】



【施業実施後】



【広葉樹の植栽の状況】

森林環境譲与税の活用事例②（熊本県阿蘇地域）

- 阿蘇地域の林業担い手は高齢化が進んでおり、近い将来半減する見通し。森林整備を実施する体制を維持するための担い手の確保・育成することが急務となっている。
- このため、阿蘇地域の7市町村と関係事業体（森林組合、民間事業者）が協力して「阿蘇地域林業担い手対策協議会」を設立し、担い手の確保に向けて、伐木チャンピオンシップの開催など従来とは違う情報の発信を進める予定。

主な取組・概要

阿蘇地域林業における新たな担い手の確保・育成、就労環境の改善及び技術の向上を図るため、次の取組を行う。

(1) 情報発信・PR

facebook、HP、新聞等による情報発信
パンフレット配布による情報発信
高校生を対象とした就業ガイダンスの実施
伐木チャンピオンシップの開催による林業の魅力発信

(2) 就業定着に向けた支援

就業希望者に対する体験研修を実施

(3) 就業環境改善に向けた支援 チェーンソー安全技術練習会の開催



(4) 林業担い手間の情報交換・研修等 座談会等開催による意見交換 ・認識共有

事業スキーム

〔実施体制〕

会長 阿蘇市農政課長
副会長 阿蘇森林組合長
会員 阿蘇地域内市町村
阿蘇地域内認定事業体
事務局 熊本県阿蘇地域振興局

工夫・留意している点、特徴等

- ・ 防護服を着用する、高性能林業機械を操作するなど、従来とは違う林業のイメージ（カッコよさ、機能性等）の定着を念頭に情報発信、イベント開催等を実施。
- ・ 林業が安全な労働環境であることをアピールできるよう、安全意識の向上を第一とした企画立案を実施。

森林環境譲与税の活用事例③（神奈川県横浜市、川崎市）

- 横浜市では、平成26年に「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木造・木質化を推進してきた。森林環境譲与税は、今後本格化する市立小・中学校の建て替えの際の木質化等の財源に充てる予定。
- 川崎市では、平成27年に民間建築物における木材利用を促進するため、木材利用促進フォーラムを設置するなど、木材利用に積極的に取り組んでいる。森林環境譲与税は、不特定多数の市民が使用する施設・公共空間の一部の木質化等に活用する予定。

〔森林環境譲与税の使途〕

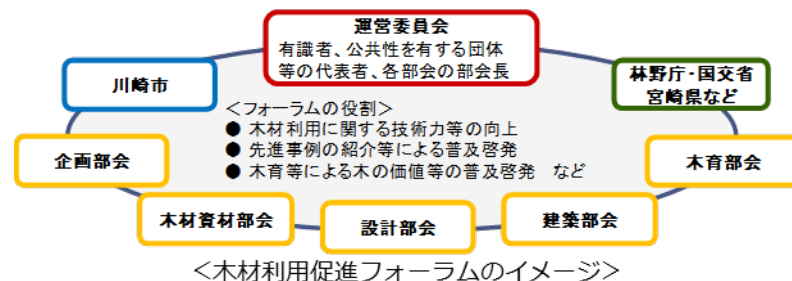
- 横浜市：市立小・中学校建替事業における施設の木質化等の財源として活用（本年度の譲与金は全額基金に計上）
- 川崎市：公共施設の一部木質化、不特定多数が利用する民間建築物の木質化支援、林産地自治体や企業等と連携した木育イベントの開催等を実施



公共空間の木質化の事例（川崎駅北口行政サービス施設）
H30年竣工 奈良県産材、青森県産材を使用

〔川崎市木材利用促進フォーラム〕

公共建築物の木材利用の取組に加え、市内の民間建築物等における木材利用に関する建築技術・ノウハウの向上、情報共有等の取組を通じ、国産木材の利用促進・普及を図ることを目的に川崎市が立ち上げ。多くの山元産地（宮崎県、秋田県、和歌山県等）も参加し、連携を広げている。



森林環境譲与税の活用事例④（愛知県豊明市×長野県上松町）

- 愛知県豊明市と長野県上松町は、木曽川上下流域として交流を続けている。
- 豊明市では森林環境譲与税を活用し、市内の新生児に上松町の木工製品を贈る取組を開始。
- 上松町の森林整備や木材利用を促進するとともに、幼児期から木に触れる機会を創出。

〔事業の概要〕

- 豊明市から上松町に木製品の製作を依頼（豊明市の出生者数分）
- 上松町内の3者の木工事業者が分担して製品を製作
- 製作費は豊明市が森林環境譲与税を活用して負担
- 豊明市は広報等通じて同取組の市民へのPR等行う

今年度から森林の保全整備や木材利用の促進のため、市町村に森林環境譲与税（※）が交付されます。市では、小さいころから木材製品に触れることを通じて、森林の大切さを考えることを目的として、友好自治体の長野県上松町の木材で作られた食器またはおもちゃを新生児にプレゼントします。

対 象 令和元年8月以降に出生の市内在住のお子さん

木材製品 「ベビースプーン」
「お食い初め」（お盆・はし・はしおきセット）
「にぎにぎカタカタ」

※上松町の手作り製品です。配布する月ごとに製品が異なります。
選択はできませんので、ご了承ください。

配布方法 出生届手続きの際に、子育て支援課で贈呈します。



（愛知県豊明市「広報 とよあけ」、長野県上松町「広報 あげまつ」より）

森林環境譲与税の活用事例⑤（東京都国立市×秋田県北秋田市）

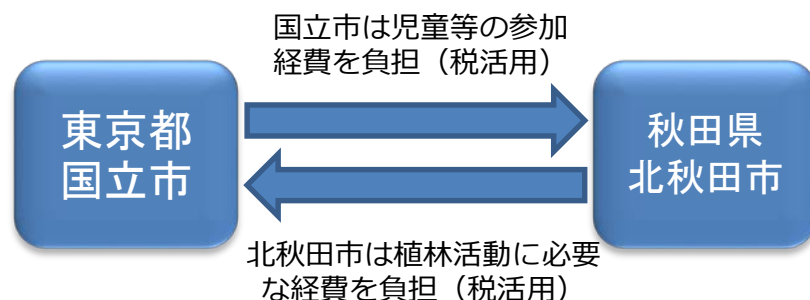
- 東京都国立市と秋田県北秋田市は平成30年10月に友好交流都市協定を結び、教育・文化・経済・観光等の分野において、広く市民相互の交流に取り組み始めたところ。
- その一環として、両市で森林環境譲与税を活用し、国立市の児童とその保護者が北秋田市において植林活動を実施。

〔事業の概要〕

- 主催：北秋田市・国立市
- 実施日：令和元年8月18日（日）
- 実施場所：北秋田市市有林内（0.2ha）
- 植栽樹種：スギのコンテナ苗600本

〔参加者〕

- 秋田県北秋田市内の小学校高学年児童
- 東京都国立市内の小学校高学年児童
- 国立市保護者
- 短期留学生 等

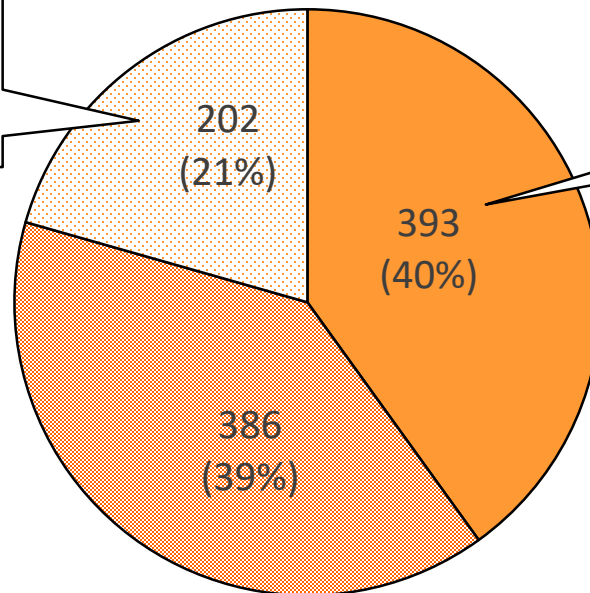


市町村の体制について

- 本年5月に市町村から体制整備の検討状況について聞き取ったところ、
- ・ 私有林人工林1,000ha以上の市町村のうち4割が、新たな担当部署の設置、担当職員等の増員（地域林政アドバイザーを含む）、他市町村との協議会等による共同実施などの体制整備に取り組む意向。
 - ・ 現行体制で対応する市町村においては、その7割（全体のうち4割）が意向調査等の業務を森林組合等に委託する意向。

私有林人工林1,000ha以上の市町村
(981市町村)

うち職員が0の団体:27
職員が1の団体:73
職員が2以上 :102



- 地域林政アドバイザーを雇用:144
- 上記以外の臨時職員・嘱託職員を雇用:139
- 定員内の担当職員を増員:75 等

- 新たな担当部署の設置、担当職員等の増員、他市町村との事務の共同実施等の体制整備
- 現行体制で対応するが、意向調査等の業務の一部又は全部を外部委託
- 現行体制で対応 ほか

都道府県による市町村支援の取組事例（島根県）

- 森林環境譲与税を活用し、全ての都道府県が市町村支援に取り組んでいるところ。
- 島根県では、新たに「森林経営推進センター」を設置し、県内市町村における森林経営管理制度に係る技術的な業務を効率的にサポート。

□ 実施体制

島根県では、（一社）島根県森林協会内に「森林経営推進センター」を設置し、県内市町村の新たな森林管理システムの運営を支援

森林経営推進センター

- センター長
 - 森林経営第一課長—○地域推進員
 - 森林経営第二課長—○地域推進員
 - 経理庶務担当

※センター長・担当課長（計3名）は県職員を派遣

■ センターの業務内容

- ①市町村業務の技術支援
- ②県内管理システム推進連絡会議の運営
- ③市町村職員の実務研修の企画・実施

□ 主な活動内容

市町村が行う森林経営管理制度に係る業務を技術的に支援

- 市町村毎に設置される地域協議会に参画し、技術的知見により協議会の運営を効率的にサポート
- 再委託業務の技術支援
 - 〔 経営管理権集積計画案の作成・経営管理実施権配分計画の進行管理 等 〕
- 市町村森林経営管理事業の業務支援（管理計画案・発注設計書の作成 等）

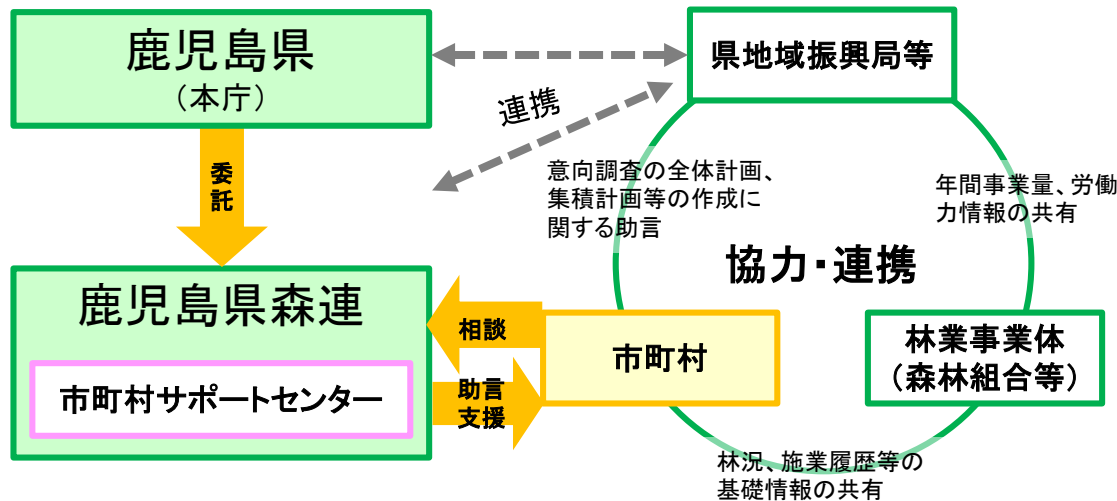


都道府県による市町村支援の取組事例（鹿児島県）

- 鹿児島県では、森林経営管理制度に係る市町村支援として「森林経営管理市町村サポートセンター」の設置を鹿児島県森林組合連合会に委託。
- 今年度は、サポートセンターが中心となって、鹿児島市と鹿屋市の2市において、モデル的に意向調査等に取り組み、制度の推進を図るための業務参考資料を作成。

□ 実施体制

- 県が市町村支援事業として鹿児島県森連に業務委託
- サポートセンターに森林組合と県OBの2名の専門員を配置



□ 「サポートセンター」開所式



□ 意向調査地区説明会



法36条に基づく民間事業者の公募・公表の進捗状況

- 11月1日時点で38道府県において、森林経営管理法第36条に基づく民間事業者の公募を既に開始しており、その他都府県においても順次開始する予定

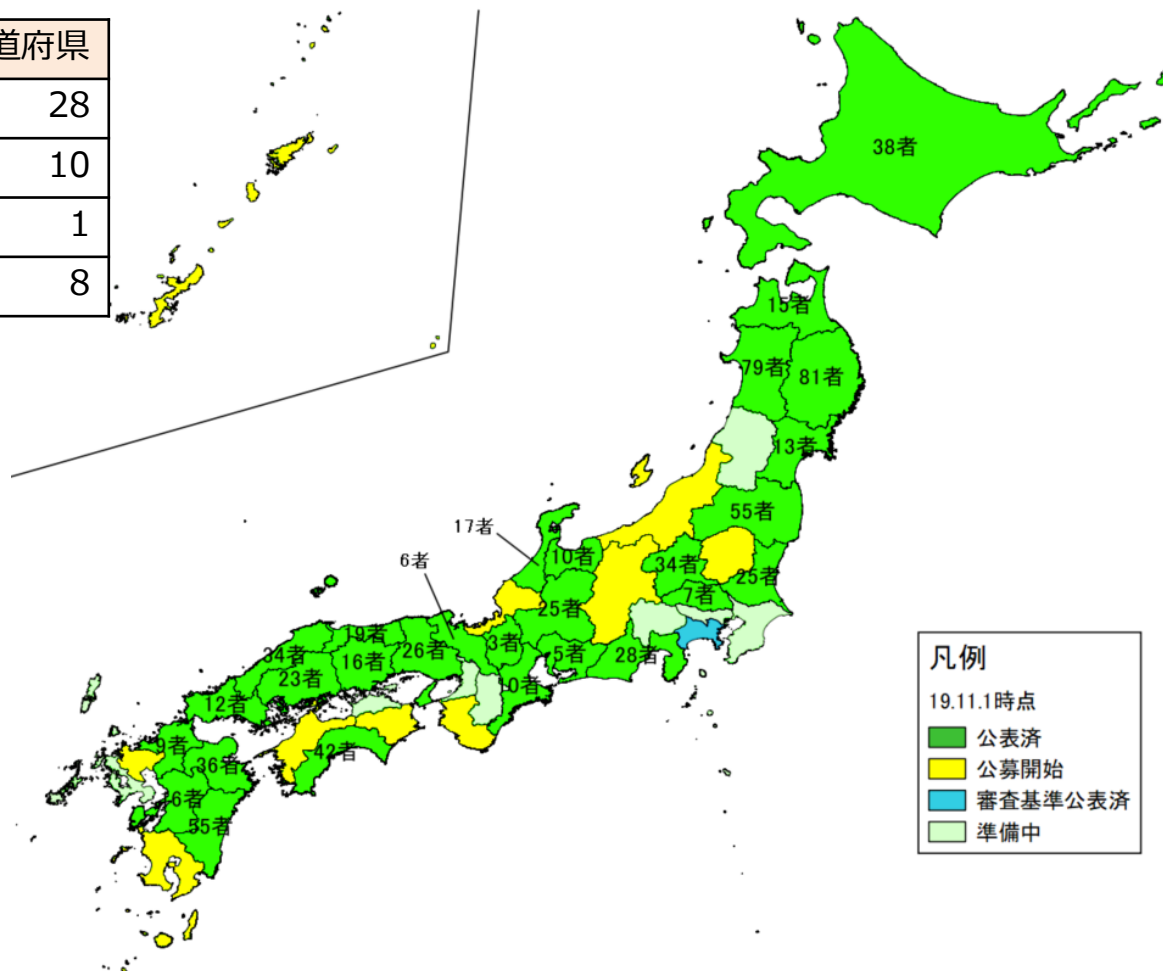
公募・公表の進捗状況

進捗状況	都道府県
審査基準公表⇒公募開始⇒公表済	28
審査基準公表⇒公募開始	10
審査基準公表済	1
審査基準準備中	8

公表済の民間事業者数

北海道 (38者)	青森県 (15者)
岩手県 (81者)	宮城県 (13者)
秋田県 (79者)	福島県 (55者)
茨城県 (25者)	群馬県 (34者)
埼玉県 (7者)	富山県 (10者)
石川県 (17者)	岐阜県 (25者)
静岡県 (28者)	愛知県 (5者)
三重県 (10者)	滋賀県 (3者)
京都府 (6者)	兵庫県 (26者)
鳥取県 (19者)	島根県 (34者)
岡山県 (16者)	広島県 (23者)
山口県 (12者)	高知県 (42者)
福岡県 (9者)	熊本県 (16者)
大分県 (36者)	宮崎県 (55者)

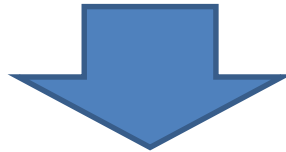
計739者



森林経営管理制度等の円滑な運用に向けて

【現状】

- これまでの取組の結果、市町村や都道府県においては、一定の理解が進んでいる状況であり、森林環境譲与税も活用しつつ、森林経営管理制度に係る取組が順次、展開。
- 一方、市町村等によっては、検討や準備がまだ十分でないところも見受けられる状況。



【今後の対応】

- ① 市町村向け説明会への引き続きの対応
- ② 森林技術総合研修所における市町村職員向け研修
- ③ 市町村への指導・助言が行える技術者養成
(「市町村支援技術者養成事業」(9～11月)にかけ7ブロックで実施)等)
- ④ 先進事例の紹介や他の市町村の検討状況に関する情報提供等を通じた、
必要な知見・ノウハウの提供

等を通して、森林経営管理制度の運用が早期に軌道に乗るよう万全を期していく。